

小平市特別支援教育総合推進計画
(第二期) 前期計画における
取組(成果)と課題

目次

(基本指針1-1) 早期発見・早期支援の充実【障がい者支援課・こども家庭センター】	1
(基本指針1-2) 認定こども園、幼稚園、保育園での活動支援【保育課】	3
(基本指針1-3) 学校における特別支援教育体制の充実【学校・指導課・教育総務課・学務課】	5
(基本指針1-4) 放課後の居場所づくり【子育て支援課・地域学習支援課・障がい者支援課】	11
(基本指針2-1) 認定こども園、幼稚園、保育園と小学校との連携【認定こども園・幼稚園・保育園、学校、指導課】	12
(基本指針2-2) 小・中学校の連携【学校、指導課】	13
(基本指針2-3) 中学校と進路先との連携【学校、指導課】	14
(基本指針2-4) 特別支援学校との連携【学校、指導課】	14
(基本指針2-5) 学校と学童クラブ、放課後等デイサービス等との連携【学校、子育て支援課、地域学習支援課、障がい者支援課】	15
(基本指針3-1) 障がい理解教育【学校、指導課】	16
(基本指針3-2) 保護者支援のための情報提供の促進【認定こども園・幼稚園・保育園、指導課】	18
(基本指針3-3) 保護者同士の交流の促進【障がい者支援課・こども家庭センター・指導課】	19
(基本指針3-4) 保護者への専門相談支援【障がい者支援課・こども家庭センター・指導課】	20
(基本指針3-5) 就労に向けた相談支援【学校・指導課】	21

《基本指針1 ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備》

(基本指針1-1) 早期発見・早期支援の充実【障がい者支援課・こども家庭センター】
 <施策>

・乳児健康診査 ・乳幼児心理発達相談 ・児童発達支援センターの設置及び発達支援相談の実施【重点事業】 ・児童発達支援 ・心身障害児通所訓練委託事業 ・言語相談訓練事業 ・障がい児療育事業

①乳幼児健康診査等

○集団健診を行い、発育・発達の確認と、疾病等の早期発見を図り、その保護者に適切な保健指導や、心理相談を実施することにより、乳幼児の健全な育成に努めます。乳幼児健康診査実施後、発達の心配のある乳幼児の保護者に対して、乳幼児心理発達相談、発達健康診査につなげて、経過観察を実施するとともに、必要に応じて療育機関を紹介します。

○乳幼児健康診査の心理相談実施後、発達の遅れなどで経過観察が必要な乳幼児とその保護者を対象に、心理相談員による個別相談を実施します。個別相談において集団による経過観察が望ましいと判断された親子に対し、こどもの成長・発達を促すこと、保護者の育児不安に対する支援を目的として、集団指導を行います。

《個別相談》

《集団指導：ひよこグループ（対象：2歳～3歳1か月の幼児とその保護者等）》

《集団指導：こぐまグループ（対象：3歳以上の幼児とその保護者等）》

【健康診査受診者数】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3～4か月児健康診査	実施回数 22回 受診者数 1,503人 受診率 96.9%	実施回数 24回 受診者数 1,268人 受診率 97.79%	実施回数 24回 受診者数 1,313人 受診率 96.8%	実施回数 24回 受診者数 1,239人 受診率 98.8%
6～7か月児健康診査	受診者数 1,468人	受診者数 1,307人	受診者数 1,257人	受診者数 1,272人
9～10か月児健康診査	受診者数 1,481人	受診者数 1,336人	受診者数 1,281人	受診者数 1,302人
1歳6か月児健康診査	実施回数 22回 受診者数 1,457人 受診率 98.8%	実施回数 24回 受診者数 1,462人 受診率 96.6%	実施回数 24回 受診者数 1,384人 受診率 97.1%	実施回数 24回 受診者数 1,524人 受診率 97.7%
3歳児健康診査	実施回数 18回 受診者数 1,188人 受診率 90.5%	実施回数 24回 受診者数 1,654人 受診率 97.0%	実施回数 24回 受診者数 1,680人 受診率 98.4%	実施回数 24回 受診者数 1,710人 受診率 99.3%

【心理発達相談】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別相談	3歳未満実人数 147人	3歳未満実人数 182人	3歳未満実人数 147人	3歳未満実人数 147人

	延人数 198 人 3 歳以上実人数 112 人 延人数 180 人	延人数 249 人 3 歳以上実人数 117 人 延人数 172 人	延人数 198 人 3 歳以上実人数 112 人 延人数 180 人	延人数 198 人 3 歳以上実人数 112 人 延人数 180 人
集団指導(ひよこ プレ)	実施なし	実施回数 8 回 実人数 38 人 延人数 73 人	実施回数 12 回 実人数 46 人 延人数 80 人	実施回数 12 回 実人数 36 人 延人数 82 人
集団指導(ひよこ グループ)	実施回数 22 回 実人数 42 人 延人数 128 人	実施回数 19 回 実人数 54 人 延人数 148 人	実施回数 24 回 実人数 51 人 延人数 166 人	実施回数 24 回 実人数 44 人 延人数 134 人
集団指導(こぐま グループ)	実施回数 17 回 実人数 14 人 延人数 131 人	実施回数 11 回 実人数 12 人 延人数 65 人	実施回数 14 回 実人数 16 人 延人数 103 人	実施回数 15 回 実人数 14 人 延人数 88 人

<現状(成果)と課題> ○現状(成果) 課題■(以下同様)

- 乳幼児健康診査の受診率は、高い推移で経過しています。時代の移り変わりによる育児環境の変化を捉え、乳幼児健康診査において、ポピュレーションアプローチとして予防的な視点で健康教育、保健指導を実施しました。
- 乳幼児健康診査の実施後、経過観察が必要な乳幼児と保護者を対象に心理相談員による個別相談を実施しました。
また、個別相談後にこどもの発達及び保護者への育児に対する支援を目的として、集団指導を行いました。集団指導の対象年齢については、参加人数や効果を評価し、毎年見直しを行っています。1歳6か月児健康診査時に、集団指導が必要と判断される乳幼児が増えてきたこと、年齢に合わせた効果的な指導が必要なことから、ひよこグループより低い年齢層を対象とした集団指導(ひよこ遊びの会)を開始しました。
- 発育発達で課題がある乳幼児の早期発見、問題意識のない保護者に対するアプローチ、気づき、共有し、繋ぐための体制づくりを行う必要があります。
発達課題がある幼児がスムーズに就学に繋がるよう、切れ目ない支援を行う必要があります。
- 児童発達支援センターの設置による相談先の明確化、民間の療育機関の増加による経過観察指導後の利用先の広がりなど、効果的な変化がある一方で、保護者がこどもの発達課題に気づき、対応や関わり方を学ぶ機会として、集団指導の意義は大きいと考えられます。

②児童発達支援センターの設置及び発達支援相談の実施 【重点事業】

- 障害者福祉センター(たいよう福祉センター)に、発達支援相談拠点の機能を併せもつ児童発達支援センターの設置を、令和4年度を目途に進めます。
児童発達支援センターは、発達の気になるこどもや家族の支援を行う地域の中核的な役割を担い、併せて、発達を支援するための窓口を設置します。
児童発達支援センターでは相談窓口から専門的な支援へつないでいく発達支援を展開するとともに、教育委員会等の関係機関と連携し、こどものライフステージに応じた継続的な支援の提供体制の構築を目指していきます。

<現状（成果）と課題>

○令和4年4月に障害者福祉センター（たいよう福祉センター）に児童発達支援センターを開設し、こどもの発達に関する相談窓口の運営を行っています。

■発達支援相談のうち、発達支援専門相談件数が増加傾向にあることから心理士の必要性が高まっています。今後、心理士の増員を図り、専門相談については、心理に関する継続しやすい相談体制を構築していきます。

また、相談件数が増えていることに伴い、他の支援機関等における、相談を始めとした早期療育に早い段階でつながるよう、連携体制の強化を進める必要があります。

③児童発達支援等

○児童発達支援では、未就学の障がい児（発達障がい児や療育の必要性が認められた児童を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得及び集団生活への適応訓練を行っています。

【児童発達支援者数】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	190	232	256	277

○障害者福祉センター（たいよう福祉センター）、あおぞら福祉センターにおいて、ことばやコミュニケーションに不安のある児童、またはその家族を対象に、言語聴覚士による個別相談や個別訓練・グループ訓練を行います。

【言語相談訓練】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	たいよう 1,901名 あおぞら 1,934名	たいよう 1,832名 あおぞら 2,398名	たいよう 1,966名 あおぞら 2,507名	たいよう 1,753名 あおぞら 2,067名

<現状（成果）と課題>

■児童発達支援は、利用者の増加に伴い、これに対する支援体制の構築が求められています。

■言語相談訓練については、多くの利用希望に伴って、待機者が発生している状況があります。言語聴覚士等のスタッフや訓練を実施する施設の確保が課題となっています。

（基本指針1－2）認定こども園、幼稚園、保育園での活動支援【保育課】

<施策>

- ・巡回相談事業
- ・幼稚園教諭、保育士への障がい理解研修
- ・障がい児の教育・保育の充実

①巡回相談事業

○言語聴覚士、臨床発達心理士などの相談員が市内の認定こども園、幼稚園、保育園を巡回し、幼稚園教諭や保育士に対して、園児の発達等に関する指導・助言を行います。

【巡回相談事業実施状況】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回相談事業実施状況(延べ件数・実施園数)	公立保育園: 109件、9園 私立保育園: 327件、37園 私立幼稚園: 117件、14園	公立保育園: 109件、9園 私立保育園: 328件、37園 私立幼稚園: 139件、14園	公立保育園: 109件、9園 私立保育園: 362件、40園 私立幼稚園: 107件、12園	公立保育園: 104件、9園 私立保育園: 311件、37園 私立幼稚園: 89件、12園

<現状(成果)と課題>

○相談回数を重ねることで、幼稚園教諭や保育士等の対応力が向上し、支援の必要な園児の早期発見や、園児に対する適切な支援につながっています。

面談を希望する保護者に対しては、相談員との面談を実施し、家庭での保育に対する助言や、園児が園で健やかに過ごすための認識の共有や理解の促進を図りました。

■支援が必要な園児が多様化しており、専門的知見に基づく助言・指導の必要性が高まっています。保護者支援も含め、それらに対応できる知識・経験を有する相談員の確保が課題です。

②幼稚園教諭、保育士への障がい理解研修

○幼稚園教諭、保育士に対し、特別支援教育への理解・啓発及び指導力の向上について学ぶ機会を設定します。(全6回)

【研修への参加人数等】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ参加人数	中止	70人	—	176人
web視聴回数	—	—	1521回	330回

<現状(成果)と課題>

○幼稚園教諭、保育士を対象として、児童の発達支援に資する研修を行っています。

令和4年度はwebでの動画配信のみの開催だったが、令和5年度からは対面と動画配信の両方で研修を行っています。

この研修によって、幼稚園教諭、保育士の特別支援教育への理解が深まり、指導力の向上につながっています。

■小平市内の幼稚園教諭、保育士の参加促進が必要です。

③障がい児の教育・保育の充実

○認定こども園、幼稚園、保育園等で、障がいに配慮した幼児教育や保育の実施に向けた支援を行います。

その他の園児に対して障がい理解や共に育ち合うための教育、保育の充実を図ります。

【支援対象園児数】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援対象園児数	公立保育園:39人	公立保育園:43人	公立保育園:46人	公立保育園:63人
	認定こども園・幼稚園:109人	認定こども園・幼稚園:106人	認定こども園・幼稚園:138人	認定こども園・幼稚園:126人
	私立保育園:45人	私立保育園:48人	私立保育園:61人	私立保育園:56人

<現状（成果）と課題>

- 障がい配慮した保育に努めるとともに、特別支援教育への理解・啓発及び指導力の向上について学ぶ研修を年6回実施し、必要な知識の習得、指導力の向上を図りました。
- 入園説明会等、さまざまな機会を捉え、園児や保護者の障がいに対する理解促進を図りました。
- 配慮が必要な園児には公立保育園では会計年度任用職員（アシスタント職）を配置し、認定こども園、幼稚園、私立保育園に対しては、必要な経費の支援を行いました。
- 支援が必要な園児が増加傾向にあり、対応する保育士の確保が困難となっています。保護者の理解が得られないことで、園児が健やかに過ごすために必要な支援が困難になってしまう場合があり、園児本人や保護者の気持ちに寄り添った対応が必要です。

（基本指針1－3）学校における特別支援教育体制の充実【学校・指導課・教育総務課・学務課】

（1）支援体制の充実及び専門性の向上

<施策>

- ・教育課程における特別支援教育の推進
- ・校内委員会の充実
- ・学校生活支援シート、個別指導計画の作成と活用【重点事業】
- ・授業のユニバーサルデザイン化の推進
- ・知的障がい（固定制）、特別支援教室、通級指導学級の指導の充実
- ・読み書きに困難のある児童・生徒の指導の充実【重点事業】
- ・合理的配慮の理解・啓発の推進、対応
- ・特別支援教育に関する校内研修会等の充実

①教育課程における特別支援教育の推進等

- 小学校及び中学校学習指導要領において、児童・生徒の障がいの状態等に応じた指導の工夫について示されたことを踏まえて、将来、児童・生徒が自分らしい生き方を実現できるように、個々の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行います。また、障がいの有無にかかわらず、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について理解し、教育活動に取り組んでいきます。

<現状（成果）と課題>

- 職層に応じた研修を計画し、障がいの状態等に応じた指導の工夫や児童・生徒の理解に基づいた指導の工夫等をテーマに研修を実施しました。学校では、計画的に特別支援教育に関する校内研修を実施し、全ての教職員が特別な支援を要する児童・生徒への指導について、理解を深めました。
- 特別支援学級や通級指導・特別支援教室だけでなく、通常の学級を含めた様々な特性のある児童・生徒には、個々に応じた配慮や支援が必要となり、校内のOJTや教育委員

会による研修だけに留まらず、より一層専門性の向上を図っていく必要があります。

②校内委員会の充実

○校内委員会を設置し、校長のリーダーシップの下、児童・生徒の実態把握及び課題把握、効果的な指導方法等について検討を行い、在籍学級担任だけでなく、学校組織として一人一人の児童・生徒のニーズに合わせた支援を行います。

また、巡回相談員による助言等を効果的に活用し、特別な支援を必要とする児童・生徒の支援方法を共通理解できるよう、校内委員会を充実させ、児童・生徒や保護者を継続的に支援します。

<現状（成果）と課題>

○校長、副校長、特別支援教育コーディネーター、担任、学年主任、養護教諭、生活指導主任、スクールカウンセラー等、各校の実態に応じて校内委員会を設定し、定期的に支援や配慮の必要な児童・生徒及びその保護者への支援の進め方について検討しました。

■校内委員会の実施について、特に小学校では学校ごとの開催回数に差があるため、校内委員会の効果的な運用について周知していく必要があります。

③学校生活支援シート、個別指導計画の作成と活用【重点事業】

○特別支援教育に関わる情報を適切に共有し、支援できるように、小平市立学校用の統一書式を改善するとともに、シートの教員向け活用の手引を作成します。

<現状（成果）と課題>

○令和5年度に小平統一書式を一部改訂するとともに、学校生活支援シートの作成について趣旨や作成手順、活用方法等を周知するために、教員向け手引きを作成し、特別支援コーディネーター連絡会を通じて、市立小・中学校に周知しました。

■学校生活支援シートと個別指導計画の作成で留まり、指導に生かす段階に至っていないケースがあるため、これらの計画を実用的な計画として活用していくことが課題です。

【個別指導計画の作成数（特別支援学級）】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
作成件数	247	249	251	252
在籍人数	247	249	251	252
作成率	100	100	100	100

【個別指導計画の作成数（特別支援教室・通級指導学級）】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
作成件数	546	599	690	739
在籍人数	546	599	690	739
作成率	100	100	100	100

【個別指導計画の作成数（通常の学級）※特別支援教室等での特別な指導を受けていない児童・生徒】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
作成件数	382	214	120	137

【学校生活支援シートの作成数（特別支援学級）】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
作成件数	247	599	251	252
在籍人数	247	599	251	252
作成率	100	100	100	100

【学校生活支援シートの作成数（特別支援学級）の作成数（特別支援教室・通級指導学級）】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
作成件数	546	249	690	739
在籍人数	546	249	690	739
作成率	100	100	100	100

【学校生活支援シートの作成数（通常の学級）※特別支援教室等での特別な指導を受けていない児童・生徒】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
作成件数	319	298	271	187

④授業のユニバーサルデザイン化の推進

○全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業を行うために、授業改善の視点に「授業のねらいや活動の見通しの提示」「視覚化等による情報伝達の工夫」「刺激の少ない教室前面の環境整備」等を徹底し、授業のユニバーサルデザイン化を一層進めます。

<現状（成果）と課題>

○指導主事の学校訪問や会議等の機会を捉えて、ユニバーサルデザイン化の推進のため、指導・助言を行いました。また、小・中連携教育の全校共通の取組として、徹底を図りました。

■「こだいらこれだけは」については、新たに配属になった教員に対し周知・徹底を図る必要があります。また、児童・生徒の学び方も学習者用端末の導入により変わってきているため、内容を見直していく必要があります。

⑤読み書きに困難のある児童・生徒の指導の充実【重点事業】

○PC端末を活用するなどして、読み書きに困難のある児童・生徒一人一人の状態に応じた適切な指導と支援の充実を図ります。学習障がい（LD）等の学習面での困難さがある児童・生徒への指導方法やアセスメントの理解を深める研修を教員へ行います。また、児童・生徒の学習の「つまずき」の状況を把握するための「読み書きアセスメント」等の活用を研究します。

<現状（成果）と課題>

○特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会において、読み書きに困難のある児童・生徒への指導をテーマに講師を招いたり、協議を行ったりしました。また、令和5年度からデイジー教科書を教育委員会で一括申請し、読み書きに困難のある児童・生徒への指導に活用しました。

■デイジー教科書の活用が広がってきているが、学校ごとの活用の程度に差があるため、より一層デイジー教科書の効果的な活用について周知していく必要があります。

⑥合理的配慮の理解・啓発の推進、対応【重点事業】

○教職員をはじめ、保護者・地域への「合理的配慮」について理解を深めたり、広げたりすることを推進します。学校及び担任等は、保護者や児童・生徒の要望を基に、その実施に伴う負担が過重でないときは、一人一人のニーズに合わせた対応をしていきます。また、申出があった方法では対応が難しい場合でも、建設的な対話を通じて、代替措置の選択も含め、柔軟に対応します。

<現状（成果）と課題>

○教職員を対象とした教育委員会主催の研修会の実施や、特別支援教育に関する保護者向けリーフレットの配布を通して「合理的配慮」の理解を深めたり、広げたりした。また、各学校において、児童・生徒の発達の段階を顧慮しつつ可能な限り児童・生徒、保護者のニーズに応じた配慮を行っております。

施設面では、児童・生徒の実態に応じて合理的配慮の考え方を踏まえた対応を行い、学校と連携しながら、必要に応じて階段に手すりの設置等を行いました。

■特別な配慮を必要とする児童・生徒への支援をより一層充実させるため、特別支援教育や合理的配慮に関する理解を一層深めていく必要があります。

(2) 施設・設備等

<施策>

- ・多様な学びの場の充実
- ・教育施設のユニバーサルデザイン化の推進
- ・ICT 機器の拡充による学習支援

①多様な学びの場の充実

○知的障がい学級（固定制）を小学校6校、中学校5校に設置しています。特別支援教室は小学校19校全校に設置しており、中学校においても令和3年度に8校全校に設置が完了する予定です。難聴・言語障がい学級（通級制）は、小学校に1校設置しています。

特別支援学級の設置は、児童・生徒数などに応じて対応します。

自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置については、他自治体の実践例等の研究を進めます。

<現状（成果）と課題>

○特別支援教室は、令和3年度までに27校全ての小中学校設置が完了しました。

また、自閉症・情緒障がい特別支援学級については、他自治体の実践例等の研究を進め、令和6年度に小平第四小学校に設置するとともに、切れ目のない支援の観点から、

令和7年度に小平第二中学校に設置し、指導を開始しました。

■知的障がい特別支援学級の児童・生徒数は高止まりの傾向にありますが、年度や地域により人数の偏りがあります。

自閉症・情緒障がい特別支援学級については、新たな学級の安定、充実した運営の実現に努めるとともに、個々の児童・生徒及び保護者の教育的ニーズの状況に注視していく必要があります。

②教育施設のユニバーサルデザイン化の推進

○児童・生徒の障がいの状態や教育的ニーズを踏まえて、施設・設備等の環境整備を行います。

<現状（成果）と課題>

○令和4年度に小平第八小学校の増築工事でエレベーターを設置したことにより、すべての小・中学校への設置が完了しました。

また同工事により、だれでもトイレについては小・中学校27校中25校での設置を完了しました。

■だれでもトイレが設置されていない小平第十三小学校、小平第三中学校について機会をとらえて整備を進めていきます。

③ICT機器の拡充による学習支援【重点事業】

○ICTの活用は、認知処理の偏り等を補ったり、注意や集中を高めたりすることができ、特別な支援を必要とする児童・生徒の学習上の困難を改善する効果があります。児童・生徒に1人1台配備するPC端末を活用した効果的な授業の進め方や学習支援の取組について、教員が情報共有し授業や取組の改善につなげます。また、国や都の動向を踏まえながら、学習者用デジタル教科書及びデジタル教材の導入について研究します。

<現状（成果）と課題>

○読み書きに困難のある児童・生徒への指導及び支援の充実を図るために、特別支援教育コーディネーターを対象にデイジー教科書の活用についての研修を行った。また、すでにデイジー教科書を活用している学校から実践報告を行いました。

■デイジー教科書の活用については、効果的な活用について積極的に周知していく必要があります。

(3) 多様な人材による支援体制

<施策>

- ・心理士、作業療法士、言語聴覚士による巡回相談
- ・学習補助員の配置
- ・ボランティアの協力・育成

①心理士、作業療法士、言語聴覚士による巡回相談

○作業療法士、言語聴覚士の巡回相談員が、各学校を巡回し、担任や特別支援教育コーディネーター等に、児童・生徒の個別ニーズの把握や支援の内容・方法について、相談、助言を行います。

【巡回相談実施回数】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	作業療法士 27回 言語聴覚士 19回	作業療法士 27回 言語聴覚士 19回	作業療法士 27回 言語聴覚士 19回	作業療法士 27回 言語聴覚士 19回

<現状（成果）と課題>

○市立小・中学校の希望回数に応じて、作業療法士、言語聴覚士による巡回相談を実施し、発達障がい等の児童・生徒の支援策について、対応方法の助言を行った。

■令和6年度に小学校、令和7年度に中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を設置し、作業療法士による専門的な観点による支援が求められています。

②学習補助員の配置

○児童・生徒の学校生活や学習指導の支援等に携わる職（介助員、特別支援教育支援員、プール指導補助員、ティーチング・アシスタント）を整理・統合し、学習補助員を配置します。職を整理・統合し、より充実した支援体制を再構築することで、中学校の知的障がい学級（固定制）や肢体不自由児童・生徒等への支援を充実します。

<現状（成果）と課題>

○令和3年度から各職種を学習補助員に統合し、中学校の知的障がい特別支援学級への学習補助員の配置、肢体不自由児童・生徒への週5日の配置が可能となりました。

令和4年度からは、東京都の補助金を活用して小学校の学習補助員配置時間数を拡充しています。令和6年度、令和7年度に開設される自閉症・情緒障がい特別支援学級にも学習補助員を配置しました。

また、学習補助員の資質向上のため、年3回の研修を開催しています。

■配置時間数は拡充しているものの、支援が必要な児童・生徒数も増加している状況があります。

肢体不自由児童・生徒の状態（同性介助の希望、身体の大きさ等）によっては、学習補助員従事者の確保が困難となっています。

③ボランティアの協力・育成

○ボランティアの協力を得て、特別な支援を必要とする児童・生徒を支援します。また、ボランティアの養成・スキルアップの機会を提供します。

<現状（成果）と課題>

○東京学芸大学と三市（小平市、小金井市、国分寺市）の連携により、地域で教育に携わるボランティア等の育成のための講座を開催した。

【講座実施回数】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別支援教育をテーマとする講座実施回数	4講座	3講座	5講座	7講座

(基本指針1－4) 放課後の居場所づくり【子育て支援課・地域学習支援課・障がい者支援課】

<施策>

- ・学童クラブ ・放課後子ども教室、放課後学習教室 ・放課後等デイサービス

①学童クラブ

○放課後帰宅しても保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、小学校6年生までの障がいのある児童に対し、学童クラブ指導員が保護者に代わって余暇活動や生活指導を行い、児童の事故防止と心身の健全育成を図ります。

【障がい児受け入れ数等】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受入人数	40	42	47	46
学童クラブ(公設)数	36	40	40	41

②放課後子ども教室、放課後学習教室

○放課後や週末などに学校施設等を活用し、地域のボランティアの協力により、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流等の取組を小学校では放課後子ども教室、中学校では放課後学習教室として実施します。障がいのある児童・生徒も含むすべての子どもたちが、地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的としており、ボランティアの研修の機会を提供するなど、引き続き安全で安心な居場所の確保に努めます。

【放課後子ども教室等実施状況】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施校	小学校 19校、中学校 8校	小学校 19校、中学校 8校	小学校 19校、中学校 8校	小学校 19校、中学校 8校
教室開催回数	小学校 1,301回、中学校 215回	小学校 1,898回、中学校 262回	小学校 2,994回、中学校 308回	小学校 3,390回、中学校 281回
参加延べ人数	小学校 17,180人、中学校 8校 6,269人	小学校 28,236人、中学校 6,501人	小学校 46,028人、中学校 6,571人	小学校 54,414人、中学校 5,181人
スタッフ研修実施回数	1回	2回	2回	2回

③放課後等デイサービス

○放課後等デイサービスは、就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供しています。

【放課後等デイサービス利用者数】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	358	377	396	447

<現状（成果）と課題>

- 学童クラブの障がい児数は、近年増加傾向にあります。
- 障がい児受け入れの際の職員の人員確保、障がい児及びその他の児童のクラブ室における安全確保（保育スペースの確保）が必要です。
- 放課後子ども教室では、特別な支援を必要とする児童の見守りや安全管理のための増員制度があり、5校区（小平第一小学校、小平第二小学校、小平第五小学校、小平第七小学校、小平第十二小学校）で活用がありました。
- 放課後学習教室では、各校のニーズに応じて教室を開催し、特別な支援が必要な生徒に向けた学習支援を実施しました。
- 放課後子ども教室は、地域のボランティアで運営しており、安全な事業実施環境を確保するために、見守りや介助のための人員体制の整備やスタッフのスキルアップなどが継続的な課題となっています。
- 放課後等デイサービスの利用者数は、近年増加傾向にあります。
- 放課後等デイサービスでは、利用者が増加する一方で、国からサービスの質の確保・向上が求められています。

《基本指針2 関係機関の連携によるネットワークの構築》

（基本指針2-1）認定こども園、幼稚園、保育園と小学校との連携【認定こども園・幼稚園・保育園、学校、指導課】

<施策>

- ・こげら就学支援シートの活用
- ・認定こども園、幼稚園、保育園と小学校との連携

①こげら就学支援シートの活用【重点事業】

○家庭や認定こども園、幼稚園、保育園等での支援や配慮を小学校に引き継ぐことを希望する保護者が入学前に作成し、小学校に提出します。シートは、就学時健康診断時に配布します。小学校では、主に学級編制や指導の参考にします。また、各園や学校でも保護者に対し説明されるよう、小学校・幼稚園・保育園連絡会等で周知し、シートの活用を促します。

さらに、就学支援シートの活用が進むように、教員向け活用の手引を作成し、学校の支援に努めます。

【こげら就学支援シートの提出数】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
提出枚数	316	294	349	351

入学児童数	1710	1731	1718	1733
提出率	18.5%	17%	20.3%	19.7%

<現状（成果）と課題>

- こげら就学支援シートの存在が各園にも浸透してきており、各園から保護者に提出を促すことも増えています。各学校で学校生活支援シートの作成や学級編成時の資料とするなど、入学前から支援体制を整えるための資料として活用しています。
- 必要とする児童のものが提出されない、保護者から学校へ提出するため、就学前施設等の記載が保護者に配慮した表現にされているということがあります。また、年々提出件数が増加しているため、2月提出では全件精査することが難しくなっています。

②認定こども園、幼稚園、保育園と小学校との連携

- 小学校教員と認定こども園、幼稚園、保育園の教諭や保育士が児童・園児を取り巻く課題等について、共同で研修することで、支援や指導の連携に努めます。

【小学校・幼稚園・保育園連絡会の開催回数】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	2回	1回	2回	2回

<現状（成果）と課題>

- 小学校教員と認定こども園、幼稚園、保育園の教諭及び保育士が、児童を取り巻く課題等に係る研修及び情報交換を行うため、小学校・幼稚園・保育園連絡会を年2回実施しました。（令和3年度のみ新型コロナウイルス感染症のため、年1回開催。）
- 令和6年度第2回連絡会では、分科会を小学校別にし、幼児教育と小学校教育の円滑な接続に資する架け橋期のカリキュラムの作成に向けた検討に取り組みました。小学校別にした事で、より顔の見える関係づくりが進みました。
- 進級・進学時の引継ぎ等で終わってしまっている場合があります、引継ぎ後のフォローアップや指導の振り返りなどを今後行っていく必要があります。また、引継ぎに保護者も参画して、進級や進学に保護者が安心できるような仕組み作りも必要です。

（基本指針2-2）小・中学校の連携【学校、指導課】

<施策>

- ・小・中学校間の学びと育ちの継続
- ・小・中連携教育の推進

①小・中連携教育等

- 学校生活支援シートや個別指導計画を基に、小学校での学習支援や配慮について進学先の中学校（都立学校や私立学校を含む）と情報の共有化を図り、中学校進学後も一貫した個別の特別支援教育の充実につなげていきます。
特別支援教育コーディネーター等が連携し、各校の支援や指導の進め方等について保護者に情報提供します。
- 小・中連携の日を活用し、各小・中学校における学習指導や生活指導に関する情報交換を行い、小・中学校における一貫した合理的配慮について検討をしていきます。ま

た、授業のユニバーサルデザイン化の視点を意識し、各中学校区において学習環境整備の統一化を図ります。

<現状（成果）と課題>

○令和4年度に個別指導計画の教員向け手引きの作成及び校長会議での説明を行い、特別支援教育コーディネーター連絡会において、作成の趣旨や作成手順、活用方法などについて周知しました。また、小・中連携の日に各中学校区において、効果的な指導法について情報交換を行いました。

■資料での引継ぎや、進級・進学時の引継ぎ等で終わってしまっている場合があり、引継ぎ後のフォローアップや、引継ぎ後の指導の振り返りなどを今後行っていく必要があります。また、引継ぎに保護者も参画して、進級や進学に保護者が安心できるような仕組み作りも必要です。

■「こだいらこれだけは」について、若手教員や異動教員にも周知・徹底を図るとともに、児童・生徒の学び方も変わってきているため、内容を見直していく必要がある。

（基本指針2-3）中学校と進路先との連携【学校、指導課】

<施策>

・中学校から進学先への学びと育ちの継続

①中学校から進学先への学びと育ちの継続

○進学時や進学後において、学校生活支援シートを基に、各中学校で講じてきた手だてや支援の状況について進学先と情報を共有することで、生徒一人一人が進学先での困り感を軽減できるよう連携を図ります。

また、令和3年度から始まる、都立高校での通級による指導においても必要に応じて連携を図ります。

<現状（成果）と課題>

○市立中学校で行ってきた支援の状況について、保護者の承諾を得て進学先に学校生活支援シート等の情報提供を行うことで、進学後も必要な支援や指導が円滑に引き継がれるように連携を図りました。

■資料での引継ぎや、進級・進学時の引継ぎ等で終わってしまうなどの課題があります。

（基本指針2-4）特別支援学校との連携【学校、指導課】

<施策>

・特別支援学校のセンター的機能の活用 副籍交流の充実

①特別支援学校のセンター的機能の活用

○特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを窓口として、研修会や連絡会を通じて、教員が児童・生徒一人一人の障がい種別や教育的ニーズに応じた指導法等を身に付けられる機会を確保します。

<現状（成果）と課題>

○都立小金井特別支援学校をセンター校として、市立小・中学校へのコーディネーター派遣により、個別指導計画作成や児童・生徒への具体的な支援方法を内容にした研修会を実施しました。

また、教育委員会主催の研修会へ特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを招聘しました。

■学校がよりセンター的機能の役割を知り、教員が児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導法等を身に付けられる機会を設定する必要があります。

②副籍交流の充実【重点事業】（基本指針3参照）

（基本指針2-5）学校と学童クラブ、放課後等デイサービス等との連携【学校、子育て支援課、地域学習支援課、障がい者支援課】

<施策>

・小学校と学童クラブ間での育ちをつなぐ取組の推進
・学校と放課後子ども教室、放課後学習教室間での育ちをつなぐ取組の推進
・学校と放課後等デイサービス間での育ちをつなぐ取組の推進

①小学校と学童クラブ間での育ちをつなぐ取組の推進

○学童クラブは全小学校内に設置されています。

小学校と学童クラブの距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、一人一人の児童の状況を共有の上、育ちをつなぐ取組を推進します。

②学校と放課後子ども教室、放課後学習教室間での育ちをつなぐ取組の推進

○放課後子ども教室は全小学校に、放課後学習教室は全中学校に設置されています。学校と連携が図りやすい環境にあることを生かし、一人一人の児童・生徒の状況を共有の上、安全安心な居場所を提供し、育ちをつなぐ取組を推進します。

③学校と放課後等デイサービス間での育ちをつなぐ取組の推進【重点事業】

○学校と放課後等デイサービス間での育ちをつなぐ取組を推進するため、個別の支援計画の交換等の連携や情報共有に関する仕組みづくりを検討します。

<現状（成果）と課題>

○学校と学童クラブ、放課後子ども教室、放課後学習教室、放課後等デイサービス（以下、「学童等」）間では、個別の事例において、保護者の希望に応じて、また、保護者の了承を得ながら、情報共有を行っています。

○学校生活支援シートに放課後等デイサービスの利用状況に関する欄を設けることで、学校において利用者を把握するための体制を整えました。保護者の希望に応じて、各校において放課後等デイサービスに個別指導計画や学校生活支援シートの情報を提供しています。

■学校の教職員と学童クラブ、放課後等デイサービスの職員、放課後子ども教室、放課

後学習教室の関係者が打合せを行うことが時間上困難な状況があります。
また、個別指導計画や学校生活支援シートを学童等に引き継ぐ場合も保護者の同意が必要となることや、学童等の組織の体制や主体自体が様々であるため、一律に取り組むということが難しい状況です。

《基本指針3 理解・啓発、相談体制の充実》

(基本指針3-1) 障がい理解教育【学校、指導課】

<施策>

- ・児童・生徒を対象とした障がい理解教育の推進
- ・副籍交流の充実<再掲>
- ・交流及び共同学習の推進

①児童・生徒を対象とした障がい理解教育の推進

○特別な支援を要する児童・生徒を含め、人それぞれが多様な感じ方、関わり方、表現の仕方があることについて、日常的に指導しながら互いのよさを認め合える人間関係づくりを推進します。

<現状(成果)と課題>

○人権教育の観点から、日常的に自分も他の人も大切にできる児童・生徒を目指し、継続して指導を行いました。

また、特別支援教室、難聴・言語障がい通級指導学級の担当教員による通常の学級での障害理解教育の出前授業を実施しました。

■特別支援教室、難聴・言語障がい通級指導学級の担当教員による通常の学級での障害理解教育の出前授業の実施については、実施の有無について学校によって差が生じています。

②交流及び共同学習の推進【重点事業】

○学校生活において、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童・生徒が通常の学級に在籍する子どもたちと共に学んだり、学校行事に参加したりするなどの交流及び共同学習を推進します。

推進にあたっては、児童・生徒の障がいの特性への理解やキャリア教育などの視点から、互いの児童・生徒が安心して効果的な学びを得る機会となるよう努めます。

<現状(成果)と課題>

○特別支援学級設置校は、教育課程に交流及び共同学習を位置付けた。特別支援学級について、特別支援教育の理解教育を通常学級の児童・生徒に実施し、各校において交流及び共同学習の推進に向け工夫しました。また、交流及び共同学習の取組について研修会で情報共有を行いました。

■研修会の情報交換の中で、表面的な交流で終わり、学びが深まらないケースが見られたとの意見がありました。事前の準備や計画、ねらいの明確化、学習環境の整備の充実を図る必要があります。

【交流及び共同学習実施校数】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交流及び共同学習 実施校数	11校	11校	11校	11校

③副籍交流の充実<再掲>【重点事業】

○特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住地の小・中学校を地域指定校として副次的に籍を置き、様々な交流活動を行っています。

地域のこどもとして、居住する地域とつながり、こどもたちの相互理解や思いやりの気持ちを育むことができるよう、研修等で副籍制度や交流内容について効果的な事例を紹介するなどして教員の理解を深め、本人や保護者の希望等に基づき、副籍交流の充実を図ります。

<現状（成果）と課題>

○都立小金井特別支援学校、都立小平特別支援学校、都立立川ろう学校、特別支援学校に在籍する小平市在住の児童・生徒の副次的な籍を市内の小・中学校に置き、直接交流及び間接交流を通して、特別支援教育の理解・啓発を推進してきた。また、特別支援教育コーディネーター連絡協議会において、副籍交流について情報交換を行いました。

■直接交流が、学年が進行するにつれて減少する傾向にあり、継続的な直接交流の実施と、直接交流の好事例を各校で情報共有できるようにしていくことが課題です。

【小学校】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
副籍を置く児童数	80	87	84	86
直接交流又は 間接交流実施人数	78	69	84	86
直接交流実施人数	1	15	19	27

【中学校】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
副籍を置く生徒数	25	31	29	29
直接交流又は 間接交流実施人数	24	30	29	29
直接交流実施人数	6	1	6	5

(基本指針3-2) 保護者支援のための情報提供の促進【認定こども園・幼稚園・保育園、指導課】

<施策>

- ・保護者と認定こども園、幼稚園、保育園等との情報連携
- ・関係機関と連携した就学説明会の実施
- ・特別支援教育に関する情報発信児童

①保護者と認定こども園、幼稚園、保育園等との情報連携

○保護者等に特別支援教育に関わる情報を提供し、共にこどもを育むために連携を図ります。

②関係機関と連携した就学説明会の実施

○特別な支援を必要とし、知的障がい学級（固定制）、通級指導学級、特別支援教室、または特別支援学校への入学を考えている保護者を対象に、就学相談の受付から就学までの手続きについて説明会を実施します。

該当する年齢でない場合にも、希望される場合は就学説明会に参加できます。

【就学説明会参加人数】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	中止	62人	110人	123人

③特別支援教育に関する情報発信

○市報、教育委員会だより、ホームページ等にて、特別支援教育に関する情報を適時・適切に発信していきます。また、教育委員会で作成している特別支援教育に関するリーフレットは、内容を随時更新したものを毎年度配布し、特別支援教育の理解促進を図ります。

<現状（成果）と課題>

○公立保育園入園説明会において、保育要録を学校へ提供すること及び保護者懇談会で「こげら就学支援シート」の説明を行いました。就学相談室からのお知らせを事務室、年長児クラスに掲示し情報提供を行いました。

○毎年5月の初旬頃に年1回、中央公民館ホール等の会場において、就学説明会を実施しています。

○特別支援教育に関するリーフレットは、内容を随時更新し保護者等に対し配布しています。また、令和5年度からは、市ホームページにおいて、小平市の特別支援教育の概要や就学相談の手続についての動画を掲載し、市民がいつでも情報収集できるよう工夫しています。

(基本指針3-3) 保護者同士の交流の促進【障がい者支援課・こども家庭センター・指導課】

<施策>

- ・児童・生徒を対象とした障がい理解教育の推進
- ・交流及び共同学習の推進
- ・副籍交流の充実<再掲>

①ペアレントメンター

○発達障がいのこどもを育てた経験をもち、発達障がいの知識や相談技術を身につけるための研修を受講し、登録された保護者（ペアレントメンター）が、自身の養育体験を生かして、保護者の話を聴いたり、情報提供を行う親カフェを開催します。また、ペアレントメンターによる個別相談を実施します

【親カフェ開催回数】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
親カフェ開催回数	9	11	12	12

<現状（成果）と課題>

○ペアレントメンターが、保護者の話を聴いたり、情報提供を行う親カフェを実施しました。

令和5年度以降は、東京都においてペアレントメンター養成研修は実施せず、区市町村で実施する養成研修のサポート（研修講師派遣等）を行うこととなったため、令和6年度から小平市独自のペアレントメンター養成研修を3年に1回の間隔で、指定管理業務の位置づけとして社会福祉協議会において実施します。

■令和6年度にメンター養成研修を行い、メンターの人数が増えるが、その後のメンターの役割等についての周知が必要です。

②ペアレントプログラム

○こどもの発達について悩む保護者のために、行動療法をもとにしたこどもとの関わり方を伝える手法であるペアレントプログラム講座を開催します。

【ペアレントプログラム講座参加者数】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	保護者参加者 40人 保育園、幼稚園等支援機関参加者 22人	保護者参加者 28人 保育園、幼稚園等支援機関参加者 18人	保護者参加者 39人 保育園、幼稚園等支援機関参加者 24人	保護者参加者 34人 保育園、幼稚園等支援機関参加者 8人

○こどもを叱らずにより良いコミュニケーションをとりたいと思っている保護者に、心理の資格を有する教育相談員が、こどもとの関わり方のポイントをグループワークで伝える保護者向けプログラムを開催します。

【保護者向けプログラム実施回数】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	12回	12回	12回	12回

③「みんなではなそう会」（障がい児療育事業）

○白梅学園大学と連携して、発達気になる子どもや障がいのある子どもの保護者のための交流会を実施します。

【交流会実施回数】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	17回	23回	23回	23回

<現状（成果）と課題>

○発達気になる子どもや障がい児の保護者のための交流会を実施した。

④子育て交流広場（子ども家庭支援センター）

○乳幼児と保護者の遊び場や交流の促進の場として実施します。

【子ども家庭支援センター延べ利用人数】

指標名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども家庭支援センター延べ利用人数	3,978人	5,722人	6,038人	7,819人

<現状（成果）と課題>

■ペアレントプログラムは、保護者については参加者が多いが、支援機関参加者は少ないです。

■保護者向けプログラムの定員は8名ですが、参加希望者が減少傾向にあるため、プログラムの内容や開催に関する周知を見直し、参加者の確保に努めます。

○子育て中の親子の遊び場を提供し、交流の促進を図ること、令和6年度より子育て交流広場で妊娠中の悩みや子ども・子育てに関する相談ができるよう、子育てコンシェルジュを1名配置し子育てを総合的に支援しました。

■子育て親子の交流が促進される場作り、プログラムの工夫をする必要があります。

（基本指針3-4）保護者への専門相談支援【障がい者支援課・子ども家庭センター・指導課】

<施策>

・児童発達支援センターの設置及び発達支援相談の実施<再掲> ・乳幼児心理発達相談<再掲>
 ・子育て相談（子ども家庭支援センター） ・就学相談 ・教育相談

①児童発達支援センターの設置及び発達支援相談の実施<再掲>

②乳幼児心理発達相談<再掲>

③子育て相談（子ども家庭支援センター）

○子育て相談の一環として、臨床心理士、臨床発達心理士等の専門相談員による、個別

の専門相談を実施します。

<現状（成果）と課題>

○こどもと家庭に関する悩みや児童虐待に関する相談、子育て中の親子の交流、子育て情報の提供などを行い、子育てを総合的に支援した。発達相談では臨床発達心理士が相談を受けた。

発達相談回数 週 1～2 回実施

【専門相談件数】

指標名	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
専門相談件数	272 件	271 件	282 件	288 件

④就学相談・教育相談

○特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人に応じた教育を保障するため、就学相談室で就学相談を受け付け、申込みを受けた児童・生徒について就学相談を実施し、障がいの種類や程度等に応じた教育を受ける場を保護者と一緒に考えます。

また、学年途中での通常の学級から特別支援学級、特別支援学校への転学相談、通級指導学級への通級相談及び特別支援教室での特別な指導の開始・終了の相談も行います。

○こどもの心身の発達、性格や行動で気になること、学習やその他家庭などにおける教育上の諸問題について、心理の資格を有する教育相談員が、電話や面接などにより改善やよりよい成長・発達を支援します。

<現状（成果）と課題>

○就学相談室においては、入学前の就学相談のほか、学年途中での特別支援学級及び特別支援学校への転学相談、通級指導学級での指導の開始・終了の相談を実施し、特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人に応じた就学先の選択を支援しました。

○教育相談室においては、公認心理師等の教育相談員が、学習や家庭における教育上の気になることなどについて、児童・生徒や保護者からの相談を受けました。

（基本指針 3－5）就労に向けた相談支援【学校・指導課】

<施策>

・進学や就労を見据えた情報提供 ・職場体験の実施

①進学や就労を見据えた情報提供

○市のホームページ等を活用し、都立特別支援学校の学校公開や、東京都教育委員会主催の保護者向け「キャリア教育セミナー」等の進学や就労を見据えた情報提供の充実を図ります。

<現状（成果）と課題>

○都立特別支援学校の学校公開及び学校説明会やキャリア教育セミナーの動画配信に

ついて、市ホームページで情報提供を行い、各校においても周知を行いました。

②職場体験の実施

○主体的に自己の進路を選択する能力を育てるため、中学校全8校の第2学年を対象に職場体験を実施します。

<現状（成果）と課題>

○令和5年度から、市立中学校全校で職場体験を実施しています。特別支援学級では、職場体験を実施した学校や職業の調べ学習やゲストティーチャーを招いた講座を実施し、職場体験に替わるキャリア教育の推進を図った学校があります。

■職場体験が実施できなかった学校については、職場体験に代わる就労に向けた体験活動を計画・実施し、体験活動の充実を図る必要があります。